

今年も「こまえ平和フェスタ」にご参加を！

2012年8月19日（日）午後1時半～4時半（開場12時半）
狛江エコルマホール

今年で第8回目を迎える 「こまえ平和フェスタ 2012」

今回は、狛江市平和都市宣言 30 周年の節目の年であることも重なり 実行委員会一同、狛江市の担当者と協力して より意義深い行事となるよう準備を進めております。

「こまえ平和フェスタ」は、当会が行った「市民発・平和フェスタ」を起源に 同じ思いの市民が 狛江市に共催を申し入れることにより実現した催しです。当会の世話人も何人か実行委員として活動しておりますので 全面的にバックアップする体制を 取っております。

今年は、去年の 姜尚中さんの言葉―「被災地・福島の人々をぜひ平和フェスタに招いてほしい」―を思い起こし、いろいろ企画を考えてまいりました。

メインの講演に 福島出身の講演師 神田香織さん 他に、被災地の写真展、子どもたちの作文や絵の展示など 被災地とつながり 自然災害や人災で脅かされる《命》について 深く思いをめぐらす企画となっております。（詳しくは、平和フェスタのチラシを同封いたしましたので、ご覧ください。）

暑さ本番のころですが、暑さを吹き飛ばす子どもたちの元気なダンス、和太鼓の演奏もあります。ぜひ エコルマホールに足をお運びくださるようお願いいたします。

< 協賛金のお願い >

平和フェスタの運営は、皆様からの協賛金と企業からの広告代で賄われております。

―昨年より 平和フェスタに入場の際、100 円以上の協賛金を頂くことになり 財政事情も少し楽になりました。

また、事前に集めさせていただく

―口 1000 円以上の 協賛金が大きな財政基盤となっております。

何かと出費がかさむ折柄 申し訳ありませんがお力添えくださいますよう宜しくお願いいたします。

お近くに関係者のいらっしゃる方は、直接お渡しく下さい。 それ以外の方は、下記の口座に「平和フェスタ協賛金」と書いてお振込みください。

口座番号

0160-8-607928

平和憲法を広める狛江連絡会

なお 事前の協賛金を頂いた方は、当日入口で 協賛金をお入れにならなくて結構です。



駄倉保育園の園児と卒園時による荒蕨踊り

現在の憲法の状況は？

消費増税をめぐる国会の混迷、原発再稼働を促進する政府と反対する世論の高まりの陰でひたひたと改憲論議が進んでいる。

昨年10月に両院で始動した憲法審査会は、議論を加速させている。特に自民党などは東日本大震災を受けて、国家緊急権を憲法に明記すべしと改憲の必要性を九条とは別の角度から論じ始めている。

自民党の他にもみんなの党、新党きずな、維新の会などが改憲案を発表し、あたかも改憲が必然であるような様相を呈している。

(詳しくは、同封の文書をお読みください。)

「憲法審査会の始動を機に登場した
改憲論の大合唱に抗して」

許すな！憲法改悪市民連絡会 高田 健)

<ホームページができました！>

「平和憲法を広める狛江連絡会」と「こまえ九条の会」との合同のホームページができました。

アドレスは次の通りです。

<http://www.asahi-net.or.jp/~xe8m-sgi/>

あるいは、どちらかの会の名前を入れて検索することでもアクセスできます。

このホームページから 次のサイトにつな
げて閲覧することができます。

九条の会（全国）

東京九条の会

許すな！憲法改悪市民連絡会

憲法審査会（審査会の中継映像も

見られます）

映画会のお知らせ

10月12日(金)午後・夜の2回
エコルマホール(狛江駅前 OX4階)

主催: 良い映画を見る会

映画『ひろしま』

原作: 文集『原爆の子～広島の子のうた』(長田新編纂、岩波書店、1951年)

監督: 関川秀雄 脚色: 八木保太郎

出演: 岡田英二、月丘夢路、山田五十鈴、加藤嘉ほか

広島県教職員組合と広島市民の全面的協力の下で制作され、(原爆を直接経験した者も少なくない)広島市の中学・高校生、教職員、一般市民等約8万8500人が手弁当のエキストラとして参加し、逃げまどう被爆者の群集シーンに迫力を醸し出している。

監督の関川秀雄は映画製作の7年前に広島に原爆が投下された直後の地獄絵図の映像化に勢力を注ぎ、百数カットに及ぶ撮影を費やして、克明に阿鼻叫喚の原爆被災現場における救援所や太田川の惨状などの修羅場を再現した。そして被爆者たちのその後の苦しみを描いた。

秋の学習会のお知らせ

12月1日(土)午後1時半～4時
西川原公民館

「武力で平和はつukれない」を大テーマに毎年講演や映画などで学習を重ねてきました。

今年は

講演: 高橋哲哉さん

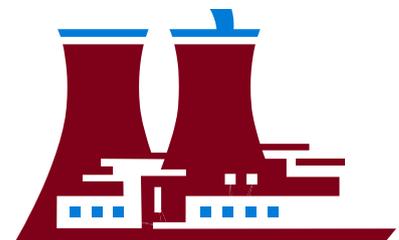
(東京大学大学院総合文化研究科教授)

テーマ: 犠牲のシステム 福島・沖縄

—そして憲法を考える—

福島出身の高橋哲哉さんが原発事故に苦しむ福島と基地問題に苦しむ沖縄について深く考察、語ってくださいます。

著書: 「教育と国家」「犠牲のシステム 福島・沖縄」(集英社新書)



原子力基本法の基本方針に「安全保障に資する」と加える改正案の撤回を求める

衆議院本会議は、先週の6月15日に「原子力規制委員会設置法案」を可決した。この法案は、政府が国会に提出していた「原子力規制庁設置関連法案」に対立して自民・公明両党が提出していたものであり、この日に政府案が取り下げられて、自民・公明両党に民主党も参加した3党案として、衆議院に提出され、即日可決され、直ちに参議院に送られて、この日のうちに趣旨説明が行われたと報じられている。新聞報道によれば、265ページに及ぶこの法案を、みんなの党が受け取ったのは、この日の午前10時であり、質問を考える時間も与えられなかったといわれている。

世界平和アピール七人委員会は、この法案の中に、説明なく「我が国の安全保障に資する」という文言が加えられたことについて、ここに緊急アピールを発表する。

国会議事録はまだ公開されていないが、自民党の資料によれば、「原子力規制委員会設置法案」の第1条には、「この法律は、…原子力規制委員会を設置し、…国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。」と書かれている。

我が国の原子力関連の個別の法律は、すべて日本国憲法のもとにある原子力基本法の枠の中で作られている。周知のとおり、原子力基本法の基本方針(第2条)は「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」となっていて、歴代政府は、日本国憲法に抵触しない原子力の軍事利用ができないのは、この法律に抵触するからだとしてきた。

しかし、「我が国の安全保障に資する」という文言は、わが国の独立に脅威が及ばぬように、軍事を含む手段を講じて安全な状態を保障することに貢献すると読む以外ない。このことに気が付いたためと思われるが、今回衆議院を通過した「原子力規制委員会設置法案」の附則第11条は、原子力基本法の一部改正にあてられている。

それによると、原子力基本法の基本方針に、第2条2

を追加し、「2 前項の安全の確保については、確立された国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする」と改定するというのである。「我が国の安全保障に資することを目的として、安全の確保を行う」という文言は何を意味するのであろうか。具体的になにを行おうとするのか全く理解できない。

国内外からのたびかさなる批判に耳を傾けることなく、使用済み核燃料から、採算が取れないプルトニウムを大量に製造・保有し、ウラン濃縮技術を保持し、高度なロケット技術を持つ日本の政治家と官僚の中に、核兵器製造能力を維持することを公然と唱えるものがあること、核兵器廃絶への世界の潮流に反して、日本政府が米国に対して拡大抑止(核兵器の傘)の維持を求め続けていることを思い浮かべれば、原子力基本法第2条の基本方針の第1項と第2項の間に、矛盾を持ち込んで実質的な軍事利用に道を開くという可能性を否定できない。

国会決議によって、平和利用に限り、公開・民主・自主の下で進められてきた日本の宇宙研究・開発・利用が、宇宙基本法の目的に、「わが国の安全保障に資すること」を含めることによって、軍事利用の道を開いたことを忘れることもできない。

さらに、「基本法」は憲法と個別法の間にあつて、個別法より優先した位置づけがされていることを考えれば、個別法の附則によって基本法の基本方針を、討議せずに変更することはゆるされない。

世界平和アピール七人委員会は、原子力基本法と原子力規制委員会設置法に、何らの説明なく「我が国の安全保障に資する」という表現を含めようとする計画は、国内外から批判を受け、国益を損ない、禍根を残すものと考え、可決にむけて審議中の参議院において直ちに中止することを求める。

連絡先：世界平和アピール七人委員会事務局長 小沼通二

メール：mkonuma254@m4.dion.ne.jp

ファクス：045-891-8386

集団的自衛権「解釈変更を」

フロンティア分科会 行使容認を提言

野田政権の国家戦略会議フロンティア分科会(座長・大西隆東大教授)は6日、野田佳彦首相に2050年に向けた日本の将来像を提言する報告書を提出した。憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を認めるよう求めるなど、首相の持論に沿った内容となった。

首相は官邸で報告書を受け取り、「近々まとめる(経済政策の)日本再生戦略に存分に反映させたい」と表明。「社会全体の議論喚起につながることを期待したい」とも語った。9月の民主党政代表選や次の衆院選を視野に、今回の報告書を土台とした政策づくりを検討している。

「行使は可能」で 自民が基本法案

自民党は6日の総務会で、集団的自衛権の行使を可能にする国家安全保障基本法案の概要を了承した。憲法改正をしなくても、国連憲章で定められた集団的自衛権の行使は可能とする内容。次期衆院選の政権公約に位置づけ、政権を取れば法案を提出する考えだ。

法案では、自衛権を行使できる項目を列挙。その一つに「我が国と密接な関係にある他国に対する、外部からの武力攻撃が発生した事態」を挙げて、集団的自衛権を行使できるとした。また、「行使は国会の適切な関与等、厳格な文民統制

に直面する日本を「課題先進国」と表現。政府や自治体、企業、個人の能力をつなぎ「新たな価値を創出す

- フロンティア分科会 報告書(骨子)
- ・少子高齢化など「課題先進国」日本が国際社会に貢献するモデルを示す
 - ・政府の大きさに固執せず、自治体、企業などと「共創の国」づくり
 - ・国際的なルール形成を主導。経済ではTPPを足がかりに
 - ・歳出削減、経済成長、増税で2020年に基礎的財政収支を黒字に
 - ・アジア太平洋からインド洋で大規模な変化が予想され、日米同盟強化が必要。集団的自衛権の(憲法)解釈見直しも検討
 - ・国家安全保障会議を設置

のもとに行わなければならない」とも付記。自衛隊の最高指揮官である首相や防衛相は「国民から選ばれた文民とする」と明記し、民間人を防衛相に起用できないことを明確にした。法案は石破茂元防衛相らがまとめた。

る社会」を目指すとした。首相の持論がにじむ安全保障政策は「能動的な平和主義」を提唱。「米国の価値観を共有する諸国と安全保障協力を深化し、ネットワーク化を目指す」とし、「集団的自衛権に関する解釈など旧来の制度慣行の見直しなどを通じて、安全保障協力手段の拡充を図るべきだ」と強調。集団的自衛権の行使を禁じる憲法解釈の変更を求めた。

首相は就任以来、集団的自衛権は「現時点で憲法解釈を変えることは考えていない」という姿勢だが、2009年の著書では「集団的自衛権は認めるべきだ」との考えを示していた。集団的自衛権では安倍、麻生両政権が有識者会議を設け行使容認に向けた議論を始めたが、政権交代でたなざらしになっている。

経済・財政面では「2020年に基礎的財政収支の黒字確保」と目標を掲げ、消費増税など「負担増」を主張。「国際的なルール形成を主導する」とした項目では、「TPP(環太平洋経済連携協定)を足がかり」とするよう求めた。

社会保障は「世代間の所得移転から世代内移転を強めるよう改革する」とし、「給付の見直しなどの効率化」も要請。少子高齢化で若者の負担が増す現状を見直すので、税と社会保障の一体改革と同じ方向だ。

御礼

年会費やカンパをお送りくださった方、大変ありがとうございます。
うございませす。
お一人おひとりにお礼は出せず申し訳ありません。
お蔭様で今年度も活動が継続できます。

世話人一同